

資料 2

令和 8 年度札幌市映像制作を通じたコンテンツ産業振興補助金 交付審査要領

令和 8 年（2026 年）6 月 10 日

（目的）

第 1 条 この要領は、札幌市映像制作を通じたコンテンツ産業振興補助金交付要綱第 8 条第 2 項に定める、札幌市映像制作を通じたコンテンツ産業振興補助金交付審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 審査委員会は、理事長が委嘱する委員をもって構成する。なお、委員の数は原則として 6 名以内とする。

- 2 審査委員会に委員長を置く。委員長は、一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という）の職員とする。
- 3 委員長に事故があるときは、理事長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は、申請に関する利害関係者となることはできない。なお、利害関係の範囲は次の各号に掲げるものを指す。
 - (1) 委員が、申請する団体に所属している場合
 - (2) 申請者の申請書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (3) 委員が、申請者から謝金・給与等の報酬を得ている場合
 - (4) 委員が、中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合
- 5 申請された事業内容と利害関係がある委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることはできない。その場合、財団の指定する委員がその職務を代理する。

（任期）

- 第 3 条 委員の任期は、委員委嘱の承認のあった日から、その日の属する財団の会計年度の 3 月末日までとする。
- 2 特定の職により審査委員会の委員となった者に異動があったときは、その後任者が引き続き審査委員会の委員となる。
 - 3 前項による委員の任期は、現任委員の残任期間とする。

（審査委員会の開催）

- 第 4 条 審査委員会は委員長が必要に応じて招集する。
- 2 審査委員会の議長は、委員長をもって、会務の総括を行う。
 - 3 審査委員会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

(審査方法)

第5条 審査委員会の審査は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める審査委員会を開催し、申請書類及び申請者によるプレゼンテーションを参考に、別表に則り審査を行う。
- (2) 前号の審査の結果を踏まえ、審査委員会において協議の上、予算の範囲内で補助金交付候補者を決定する。

(守秘義務)

第6条 委員は審査委員会において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。この審査委員会が終了した後も同様とする。

(会議の非公開)

第7条 審査委員会の会議は、会議の秘密に属する事項を保護するため、非公開とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、クリエイティブ産業振興課で行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

別表（審査基準）

審査項目	配点（100点満点）
1 市内産業への寄与	45点
2 コンテンツ力	25点
3 シティプロモーションへの寄与	20点
4 補助金活用による効果・事業実行能力	10点
備考 ・点数は、委員1人につき100点満点とする。 ・【100点×審査委員の人数×0.6（60%）】の点数を、合格基準とする。	